

コロナ在宅勤務不払い裁判 5.17 大阪地裁判決について
控訴した理由を市民に説明することを求める申入書

2023年6月2日

大阪市長 横山 英幸 様

[大阪地裁]「2020年（行ウ）第124号 賃金等請求事件」
（コロナ在宅勤務不払い裁判）

原告 松田 幹雄（元・大阪市立学校教諭）
支援者 一同

（連絡先 教職員なかまユニオン 090-1914-0158[笠松]）

前略。

私たちは、コロナ在宅勤務不払い裁判 5.17 大阪地裁判決について、5月24日、貴職・横山市長に対して、控訴をせずにこの判決を確定させることを申し入れていました。（申入書を添付）

その申入書において、私たちは、「この間の大阪市のコロナ対策に関して、『形式的』で『違法というべきである』とされた本判決を横山新市長が仮にも受け入れずに控訴することは、司法に批判された前市長の判断の誤りを単に引き継いでしまうことにとどまらず、全てのコロナ対策についての今後に向けた検証全体を、新市長として「放棄」宣言するにも等しいものです。」と指摘していました。

しかしながら、貴職・横山市長は、5月25日、大阪高裁に控訴されたとのこと。一方、6月2日現在、市民に対する控訴の説明はどこでも行われていません。

この5月17日の大阪地裁判決については、新聞・テレビなど関西のほぼすべてのメディアで報道されました。

「コロナ禍で自主的在宅勤務“欠勤扱い不当”大阪市の賠償命令」（NHK）、「在宅勤務『欠勤』違法 地裁 大阪市の賠償命令」（毎日）など、当時の大阪市の新型コロナウイルス感染症にかかわる対応が違法とされたことは広く報道され、市民に知られているわけです。

また、判決が出た5月17日、大阪市教育委員会が、取材に対して「判決内容を慎重に精査し、今後の対応を検討したい」とコメントしたことも広く報じられています。

「判決内容を慎重に精査」した結果、控訴することを決定したのなら、その大阪市の態度をきちんと市民の前に明らかにし、説明する義務が市長にはあると思います。

大阪市のホームページでは、次回の横山市長の記者会見は、6月15日となっています。この記者会見の場で、控訴と判断した理由についてきちんと説明いただくよう要請いたします。

市民の代表としての市長にふさわしい行動をとっていただくよう重ねてお願いいたします。